

## 令和5年度C Sマイスター派遣事業実施要綱

令和5年4月6日

総合教育政策局長決定

### 1 趣旨

文部科学省は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「C Sマイスター」として委嘱し、教育委員会等に対して派遣することにより、全ての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入及びその機能の充実を図る。

### 2 任務

C Sマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会等からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行うものとする。

### 3 委嘱

C Sマイスターは、次の要件を満たす者の中から文部科学省が委嘱する。

- (1) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、豊富な知識を有し、実践に携わった実績のある者。
- (2) 国の動向や最新情報を把握し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の推進に向けて、文部科学省や他のC Sマイスターと連携・協力できる者。
- (3) 学校運営協議会や地域学校協働活動等の充実を図ろうとする教育委員会等からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクール等の導入が進んでいない教育委員会に対して、導入促進に向けた積極的な働きかけを十分に行うことができる者。
- (4) アドバイザーの配置や研修の整備等、都道府県や指定都市の教育委員会におけるコミュニティ・スクールに係る推進体制の構築に向けて、教育委員会と連携・協力ができる者。

### 4 任期

C Sマイスターの任期は、承諾の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。た

だし、再任を妨げない。

## 5 遵守事項

C Sマイスターは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) C Sマイスターは、文部科学省から委嘱を受けていることを踏まえ、文部科学省及びC Sマイスターの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) C Sマイスターは、立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。
- (3) C Sマイスターは、自らの活動状況について、別に定める様式等により文部科学省に隨時報告する。
- (4) C Sマイスターは、教育委員会の動向等を積極的に把握し、有益な情報を文部科学省に提供する。

## 6 解嘱

文部科学省は、C Sマイスターから辞任の申し出があった場合のほか、上記5の遵守事項に反する相当な事由が認められる場合は解嘱することができる。

## 7 旅費及び謝金

C Sマイスターが文部科学省の依頼により活動を行う場合は、原則として文部科学省が旅費及び謝金を支給する。

## 8 その他

- (1) 派遣実施期間、申し込み方法等の詳細については別に定める。
- (2) C Sマイスターに関する庶務は、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課において処理する。